

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、  
翌日とする)

## 目 次

- ◇ 告 示 豚等の移入の禁止の解除  
土地改良事業計画の適否の決定 (三件)  
保安林の指定予定  
保安林の指定の解除予定 (三件)  
公有水面の埋立てのしゅん功認可 (三件)  
開発行為に関する工事の完了
- ◇ 選管告示 政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 正 誤 昭和五十七年九月鳥取県告示第九百五十二号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第七十七号

昭和五十七年五月鳥取県告示第五百二十七号(豚等の移入の禁止について)及び昭和五十七年八月鳥取県告示第八百二十七号(豚等の移入の禁止

について)は、廃止する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第八十八号

昭和五十七年八月十七日付けで西伯町から申請のあつた土地改良(小原地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十七年十月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
西伯町役場
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千九号

昭和五十七年七月九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良（日吉津地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十号

昭和五十七年八月二十一日付けで三朝町から申請のあつた土地改良（岩本地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字清水塔七五九（次の図に示す部分に限る。）

字宇虫谷矢原山一三三五、字宇虫谷山一三三八、上石見字山根奥二二八四の一から二二八四の六まで、福塚字狐平一三五一、字曲リ塔一三五二、字平塔一三五七の一、霞字牛ノ尾五〇一の九、字大鉦谷五〇四の四、河上字大江谷一一八二、力谷一一八三の三、一一八三の四、一一八三の七、多里字畑ヶ谷八七二の一、八七二の二、矢戸字水木谷二、笠木字大師講谷二七九四の一、二七九四の二、二七九五、二七九六、字赤笹ノ子二七九七、字谷中三〇二六、阿毘縁字吉郎ヶ塔二五〇九の一、茶屋字菅谷日向四二八、四二九、四三一、四三二、字宮本林四三五、四三六の一、佐木谷字家ノ奥山八五七、字上ミ炭川山九二八の一、九二九から九三四まで、福万来字上ミ尾和田一一四、字龍頭一五二、生山字板井谷山三〇〇の六、三〇〇の七、三一〇、三一〇の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

鳥取県告示第千十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤崎町大字中村字大藤袖谷六四九の四、大字山川字勝田川頭西平八〇七の二一、字勝田川頭東平八〇八の一四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第千十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字川下二五三六の二、二五三六の一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅澤字菅澤山九五九の五四から九五九の六一まで、字落岩山一一二一の二、一一二一の三、一一二二の二から一一二二の五まで、

字菅澤山奥一一二八の三、一一二八の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第千十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

淀江漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十七年一月二十七日 鳥取県指令受漁港第百五十二号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十七年十月六日

四 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一―七地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 淀江漁港東防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒東経一三三度二分三九秒）から一六二度〇〇分二五四・〇〇メートルの地点（以下「A地点」という。）から一一度一〇分四一・五〇メートルの地点
- 2の地点 A地点から二二度四五分四〇・二〇メートルの地点
- 3の地点 A地点から二八七度一五分二九・六〇メートルの地点
- 4の地点 A地点から二九四度五〇分三五・二〇メートルの地点

(三) 面積

三五〇・七二平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

淀江町役場

鳥取県告示第千十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

長和瀬漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十六年十月三十一日 鳥取県指令受漁港第三百三十六号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十七年十月六日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡青谷町大字長和瀬字村内一〇七二一地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 長和瀬漁港防波堤灯台（北緯三五度三一分一〇秒東経一三三度五八分二五秒）から二一〇度五〇分一八七・〇〇メートルの地点（以下「A地点」という。）から二九度二〇分四〇・二〇メートルの地点
- 2の地点 A地点から三七度三〇分三一・八〇メートルの地点
- 3の地点 A地点から四一度二〇分三五・二〇メートルの地点
- 4の地点 A地点から四六度一〇分三五・五〇メートルの地点
- 5の地点 A地点から八三度二〇分七・三〇メートルの地点
- 6の地点 A地点から三四六度五〇分七・九〇メートルの地点

(三) 面積

三二六・一一平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

青谷町役場

鳥取県告示第千十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立に關する工事のしゅん功を認可したので、同條第二項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

酒津漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十六年十一月六日 鳥取県指令受漁港第百三十五号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十七年十月六日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字樽谷東平七一九―二地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次にとる昭和五十五年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、7の地点と8の地点とを直線で結んだ線、8の地点と9の地点を結ぶ昭和五十五年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 酒津漁港東三号防波堤灯台(北緯三五度三一分二〇秒東

經一三四度〇五分二七秒)から二二九度〇〇分二七五

〇〇メートルの地点(以下「A地点」という。)から二

五一度〇〇分二三・四〇メートルの地点

2の地点 A地点から二四八度〇〇分二八・八〇メートルの地点

3の地点 A地点から二一六度〇〇分三一・四〇メートルの地点

4の地点 A地点から二二九度三〇分四九・〇〇メートルの地点

5の地点 地点から二二四度〇〇分五九・四〇メートルの地点

6の地点 A地点から二四一度〇〇分七三・二〇メートルの地点

7の地点 A地点から二六八度一五分六八・〇〇メートルの地点

8の地点 A地点から二六七度三〇分六三・六〇メートルの地点

9の地点 A地点から二六六度〇〇分五三・四〇メートルの地点

(三) 面積

一、五八五・九四平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

気高町役場

鳥取県告示第千十八号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六條第三項の規定により告示する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年五月二十六日 鳥取県指令受都計第百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字上六反物

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産  
代表取締役 田中宣二

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十七年十月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期 間 昭和53年7月14日～12月31日

政治団体の名称 太田垣とみお後援会

報告年月日 昭和57年9月24日

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

期 間 昭和54年1月1日～12月31日

政治団体の名称 太田垣とみお後援会

報告年月日 昭和57年9月24日

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

期 間 昭和55年1月1日～12月31日

政治団体の名称 太田垣とみお後援会

報告年月日 昭和57年9月24日

収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

期 間 昭和56年1月1日～12月31日

政治団体の名称 太田垣とみお後援会

報告年月日 昭和57年9月24日

収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
(2) 支出総額	0円

正 誤

昭和五十七年九月鳥取県告示第九百五十二号（指定施業要件の変更予定の保安林について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 下 終わりから一 日郡野 日野郡

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】